

和歌山県公共工事入札監視委員会第88回定例会議 議事概要

開催日及び場所	令和6年2月22日(木) 13:30～15:00 和歌山県自治会館 304会議室	
出席委員氏名	沖本易子(委員長) 永瀬節治(副委員長) 田上順子 辻原治 柳川正剛 岩橋靖子	
審議対象期間	令和5年10月1日～令和5年12月31日	
抽出案件	総件数 2件	議事 ○入札及び契約手続の実績状況等の報告 ○抽出工事に係る競争参加資格の認定の経緯等審議 ○意見交換会
一般競争入札	1件	
条件付き 一般競争入札	2件	
通常指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議 の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【条件付き一般競争入札】 ○七瀬川 河川整備工事</p> <p>1. A委員 入札参加資格のところ、Aランク（海草建設部管内（ただし和歌山市内に限る）1050点以上、その他建設部管内1100点以上）との表現があるが、和歌山市に限っているのはどういう理由によるものか。</p> <p>海南工事事務所管内はその他建設管内に含まれ、和歌山市内と入札参加資格を区別しているということか。</p> <p>2. B委員 河川整備に伴い用水路の伏せ越しを付替えるということだが、これは農業用水路とかそういうものか。</p> <p>用水路も県で工事しなければいけないものなのか。</p> <p>既設の伏せ越しが、県の河川工事で当たってしまうので、そこは県の費用をもって工事をするということか。</p> <p>大がかりな工事になるが、そこを避けて工事をするという検討をされたうえで、この形が必要だということか。</p> <p>3. C委員 総合評価落札方式で県内企業に限る場合</p>	<p>（発注機関：海草振興局建設部）</p> <p>1. 海草振興局建設部は、和歌山市、海南市、紀美野町を所管している。 海南市と紀美野町には海南工事事務所という発注機関があり、建設部の中で和歌山市管轄と海南市及び紀美野町管轄の2つに分かれていることから、和歌山市内に限るものは「和歌山市に限る」という表現で区分けしている。</p> <p>そうです。</p> <p>2. 農業用水路です。</p> <p>工事をする原因者が県で、工事をしなければ何もする必要がないが、工事によって機能が確保できなくなるような場合は、機能回復として県で工事を行っている。</p> <p>そうです。</p> <p>川を付け替えるとまた流れも変わってくるので、そこで川の大きさを決めて付け替えるという判断をしている。</p> <p>3. 今回は特別簡易型の総合評価落札方式を採用しており、価格以外の評価については、</p>

意見・質問	回 答
<p>は、企業の施工能力は問わないということではないか。</p>	<p>配置予定技術者の能力と地域貢献の大きく2項目となっている。特別簡易型は企業の施工能力ではなく、配置予定技術者の能力を加点することとしている。</p> <p>予定価格が2億円以上になると企業の施工能力も含めた標準型となるが、今回は2億円未満なので、特別簡易型の評価内容となっている。【事務局】</p>
<p>【条件付き一般競争入札】 ○本川河川災害復旧外合併工事</p> <p>1. D委員 応札者8者のうち7者が失格となっているが理由は。</p> <p>2. B委員 技術提案の提出を求めるのは入札金額の低いところから順番か。</p> <p>総合評価の評価値はその時点で出ているのか。</p> <p>まず自己申告点数で算出し技術提案を求めるとのことか。</p> <p>それを一斉にではなく、順番に行っていくのか。</p>	<p>(発注機関：那賀振興局建設部)</p> <p>1. 評価値の高い入札者から順に技術提案の提出を求めたが、辞退が続き、結果的に技術提案の提出のあった8者目が落札者となった。</p> <p>2. 入札金額と加算点を加味した評価値を算出し、高いところから順番に提出を求めている。</p> <p>入札時の申告点数により評価値はその時点で出ている。</p> <p>最高評価値入札者に技術提案の提出を求め、提出がない場合は失格となり、次順位の入札者に提出を求めることになる。本案件は7者目まで提出がなく失格、残った8者目が落札者となっている。【事務局】</p> <p>はい。自己申告点数で評価値を算出し、一番高いところに点数を確認するための技術提案を求め、提出がないと失格となる。【事務局】</p> <p>そうです。入札者と発注機関の双方の負担軽減のため、最高評価値入札者にだけ技術提</p>

意見・質問	回 答
<p>技術提案を求める際は他の状況は知らせず、連絡を受けた者には他者が辞退した等の状況はわからないということか。</p> <p>3. C委員 入札後の辞退業者に対してペナルティは課していないのか。</p> <p>ペナルティを課すほどの状態まで至っていないと。</p> <p>4. B委員 4件の工事があるが、それらをまとめて1つの災害復旧工事とせず、それぞれに分けている理由は。</p>	<p>案を求めるようにしている。【事務局】</p> <p>はい。他者の状況は落札決定時に公表されるまでわからない。【事務局】</p> <p>3. 落札決定後であれば入札参加資格停止としているが、今回のような技術提案を提出しなかったケースでは行っていない。工事を請けるかどうかの最終判断を技術提案の提出までに決めてもらうということ。【事務局】</p> <p>入札実施要領第15条第2項に、評価値が一番高い入札者は、発注機関から技術提案の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内に提出しなければならない。とあり、第12条第8号において、指定する期限までに技術提案を提出しなかった者は失格と規定している。ルール上、この入札としては失格という扱いで、この段階であれば入札参加資格停止までには至らない。【事務局】</p> <p>4. 国への災害査定申請時のルールになるが、被災した区間が100mを超えると別申請と基準が定められている。一連の工事であり通常は1つの工事としたいが、国の基準に則ってそれぞれに分けている。【事務局】</p>

意見・質問	回 答
<p data-bbox="231 295 399 331">【意見交換会】</p> <p data-bbox="247 347 646 383">下記について意見交換を行った。</p> <p data-bbox="790 398 821 434">記</p> <p data-bbox="223 450 550 486">1. 公共工事動向について</p>	